

平成 26 年度 第 1 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 平成 26 年 10 月 30 日 (木) 午前 10 時 00 分から
午前 12 時 10 分まで

2 場 所 葛飾区役所 7 階 入札室

3 出席者

委 員 西村孝一委員長、轟朝幸委員、佐藤伴和委員 (全員出席)

事務局 内山利之総務部長、佐々木健二郎契約管財課長ほか契約管財課職員 5 名

4 概 要

(1) 開会・委員紹介 (敬称略)

西村 孝一	弁護士
轟 朝幸	日本大学理工学部教授・工学博士
佐藤 伴和	税理士

(2) 委員長及び同職務代理の選出

●委員長選出 互選により、委員長は西村委員に決定した。

委員長の指名により、委員長職務代理は轟委員に決定した。

(3) 庶務報告

ア 傍聴人について

事務局より傍聴人はなかった旨報告

イ 平成 25 年度第 2 回委員会議事録の公表について

事務局より平成 25 年度第 2 回委員会議事録を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。

(4) 議 事

ア 平成 26 年度入札契約等執行状況 (平成 26 年度上半期) について

事務局より平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

イ 指名停止措置の運用状況について

事務局より平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日までの間の 12 件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

ウ 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日までの間の 1 件の入札参加除

外措置の運用状況について報告を行った。

エ 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より平成26年4月1日から平成26年8月31日までの間の低入札価格調査制度を適用した事案1件の運用状況について報告を行った。

オ 抽出審議について

平成26年4月1日から平成26年8月31日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である西村委員が抽出した、施工能力審査型総合評価一般競争入札1件、公募型指名競争入札1件、指名競争入札6件、特命随意契約3件の合計11件について事務局より入札経過等の説明を行った。

【工事・修繕・設計等委託案件の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

【工事 NO.0820 新小岩公園改修工事】（施工能力審査型総合評価一般競争入札）

C委員 落札率がほぼ100%の状態、他の4業者が辞退しているが、辞退に至る経緯はどうなっているのか。

A委員 それと、本件で辞退している業者が、他の案件では落札している。どうしてこのような結果になるのか併せて説明願いたい。

事務局 今回辞退した業者に辞退理由を確認している。3社が予定価格を超過するため、1社が希望申請時点から手持ち工事が増えたためとのことだった。

辞退した業者は、公表内容をみて希望申請をしたものだが、仕様書や図面等を検討し積算した結果、予定価格を超過したため辞退したものである。当区の場合、予定価格を事前公表しているため、予定価格を超えた応札は無効の取扱いとなっている。予定価格を公表していなければ、それぞれ予定価格を超過はするが積算価格を応札していたと考えられる。

また、東日本大震災と東京オリンピック需要の影響で、特に葛飾区の場合に、土木と造園の職種は人手が不足きつ分野というのが基本にあるようだ。そのため、請け負える許容量もあるので、採算の合う取りたいものを限定して応札していると思われる。仕事は欲しいので手を挙げたが、採算が合わないので辞退したものであろう。なお、建築分野では、抱えている労働者が比較的安定しており、若干土木や造園とでその差が生じてきているものと推測している。

A委員 確かに、特殊な経済情勢の反映というのも理解できるが、全般に工事の落札状況を見ると、業者によっては落とす仕事は落としてしている。積算してみても採算の合うものだけに絞って、他は辞退するという企業行動を非難することはできないが、これだと入札をやっている意味を失ってしまう問題もあると思われる。工事契約は金額も高く、こうした状況は、これから暫く続くと思われるので、適切な改善策があれば良いのだが、震災や東京オリンピックで人手不足を理由にあって、裏で受注調整をしていたというようなことになる

と大きな問題となるので、注意すべき課題であると思う。

C委員 公園の工事を行う業者は比較的少ないのだらうと思うので、私の第一印象では、談合があったようにも見受けられてしまう。説明を受ければ、まあ仕方ないのかと思うが。

事務局 補足説明だが、現在の入札は電子入札により行っており、現場説明会で業者が一堂に会すこともなく、どの業者が入札に参加しているかは分からないようなシステムになっている。

A委員 予定価格の事前公表の是非というものは、一長一短なのだらうと思うが、やらなければいけないものなのか。

事務局 予定価格を公表することによって、落札価格が高止まりするデメリットもあろうかと思う。一方で、今でもいろいろな自治体で予定価格の漏洩等の事件が発生しているのも事実であり、そのような状況を鑑み、当区では、予定価格の事前公表を行った経緯がある。しかしながら、予定価格の公表により、しっかり積算をしないまま、応札する業者もあろうかと思われるので、工事契約においては、4,000万以上の工事案件に、積算内訳書の提出を義務付けたり対策を講じている。このように、メリット、デメリットいろいろあり、一つの課題であるとは認識している。

A委員 いずれにしても、あまり正常な落札状況とは思えないので、方式の改善とか、確定状況の調査とか、受注調整がされていないことの確認については、今後とも注意を払っていく必要があると思われる。

【修繕 NO. 0453 総合庁舎本館用冷却塔修繕】

(指名競争入札)

B委員 今回5社での競争となっているが、指名業者数を増やせば、もっと競争性が高まるのではないか。

事務局 基本的には、指名要綱に基づき、金額に応じた指名数で行っている。確かに増やせば安くなるとの考えもあろうかと思うが、土木の工事においては、全員辞退で不調となるケースもあり、どのような工事で、また、どの位の金額の案件に、どのような指名数がいいのか、今後とも検討していきたい。

B委員 どのような反応が出るのか分からない部分もあるが、是非検討していただきたい。

【設計等委託 NO. 0771 小学校・中学校非構造部材及び外壁劣化状況調査業務委託】

(公募型指名競争入札)

A委員 本件は、逆に落札率の低い案件である。

C委員 今回落札した業者は、本区での実績状況はどうか。

事務局 当該業者は、昨年度も同一案件を受託している。

C委員 昨年も同様に低い金額で受託しているのか。

事務局 昨年度では、予定価格が5,250万円のところを2,068万5,000円で落札している。

B委員 一方で単価が逼迫していて折り合わないとの話がある中、私には本件の状況が理解できない。これが設計業務であれば、限られた人の中で、社員の余力があってやっていることもあろうが、本件は、実際に技術者の調査があるので、現場での作業が伴う内容において、どうしてこのようなことが起きるのか。先ほど低入札価格調査制度の報告があったが、本件は対象外となっており、低入札の時の調査に掛かるような悪い影響があるのかどうか。調査をする方法があるのかどうかを含めて教えてほしい。

事務局 基本的には、設計や委託の部分では、低入札や最低制限価格の設定の対象としていないのが実情である。ただし、総合庁舎の総合管理業務委託等においては、最低制限価格を設けており、適正な履行が確保できないような業者を排除するようにしている。本件のような調査業務において、極端に低価格の場合には、やはり影響があろうとも考えている。

本件については、昨年度も同じ業者が同様の金額で受託しているということ。また、しっかりと履行を終えているとの報告を受けている。また、今年度についても、現在までの履行状況においては適正であるとの報告を受けているので、今のところこの金額で十分履行が可能であると判断している。

では、予定価格は適正なのかということになるが、主管課に確認したところ、本件については、積算システムによる単価の積み上げをしたものではなく、昨年実績業者以外の三社に見積もりを依頼し、一番低いものを採用したとのことであった。

本件がこの金額で出来ると判断するのであれば、予定価格の算出の方法も含めて検討が必要であると考えている

B委員 見積書を徴してやる場合、特に調達の場合には、どこの業者も高めの積算ををすると思われる。そうすると、このような状況が生じるのかもしれない。

〔設計等委託 NO.0901 青戸三丁目都市再生地籍調査（街区調査）及び 道路台帳補正委託〕（指名競争入札）

A委員 本件は、業務の性質としては、現場に行って調査を行う点では、前の案件と類似していると思われるが、相対的に高落札率となっている理由は。

事務局 本件については、前の案件とは異なり、積算システムによる単価の積み上げで予定価格を設定したものである。また、業務の内容が測量中心となっており、支店業者を含めた区内業者で競争している。前の案件は、建築設計を業務内容としており、比較的大手の区外業者での競争となっている。

A委員 予定価格の積算の仕方に違いもあるということか。

事務局 そのように思われる。

A委員 いろいろ問題状況が見えている部分については、継続して次の委員会でも、同じように単価から確認していく必要もあるのではと思われる。

【委託・単価契約・長期継続契約（委託）案件の主な質疑等（一括説明・一括質疑）】

[委託 NO. 0217 葛飾区立児童会館ほか定期清掃] (指名競争入札)

[委託 NO. 0373 街路樹等管理・西北A地区] (指名競争入札)

[単契 NO. 0344 公園・児童遊園樹木剪定東Bブロック（単価契約）] (指名競争入札)

[長委 NO. 1130 男女平等公園・児童遊園樹木剪定東Bブロック（単価契約）] (指名競争入札)

A委員 いずれの案件も非常に高い落札率で、99%を超える落札率では、入札があまり機能していないと思われても致し方ない。特に先程の工事の案件で辞退していた業者が、今回は辞退しないで応札しているようだが、極めて僅差で落札が決まっているのは、どうも疑問が残る。区は、この落札結果をどのように捉えているのか。

事務局 ご指摘のとおり、非常に高い落札率となっている。特に児童会館の定期清掃等では、総合管理業務もそうだが、所謂清掃業務に関しては、現場で働く方の賃金が殆どであると考えている。そして、この案件の予定価格については、先程ご案内のとおり、システム等で積算したものではなく、前年度の決算をベースに予算が編成されているため、一度低い金額で落札するとその金額で予算が付くこととなる。長年このような状況で入札を繰り返してきた結果、もうギリギリの価格まで落ちてきており、応札するには、既存の従業員を抱えている実績業者が強く、高い落札率で同じ業者が受託する形が続いているものと分析している。

A委員 予算の構造からきている要素もあるということか。

事務局 一因ではと考えている。

B委員 造園2件の指名競争入札だが、2社以外は全て同じ業者となっている。このような状況では、相手が予想される恐れが高く、非常に危険ではないのか。半分は入れ替わっていた方が良いと思うが、造園業者は数が限られているのか。

事務局 ご指摘のとおり、業者数が限られている。例えば、街路樹管理は10地区、公園の樹木剪定は5ブロックに分けて行っている。機会均等の考えから細かく分割しているものだが、このように、件数が多くなれば、造園に限らず、限られた業者の中で指名が重なるということもあろうかと思う。指名に際しては、案件に応じた実績のある業者、あるいは地域性等を考慮して選定してい

るが、似かよった案件では、業者数が少ないため重複してしまうのが現状である。

B委員 推測に過ぎないが、今回は指名なので辞退はせず、一般競争なら辞退してもという考えでもあるのか、結果が横並びである。この辺りの指名の仕組みを変えないと、例えば、小さな業者を育成するとか、私も地域性は重要であると十分認識しているが、少しはそこを緩和して活性化することも必要ではないか。

事務局 造園については、葛飾区の公共事業、または区内の東京都の公共工事など、受注できる事業がある程度限定されるなかで、業者数は決まってきたので、新たな事業者の参入はなかなか見込めない。実際には、人工の関係が大きく、清掃的なものであるとか、このような造園での実際に作業をする方の人数が限られている。しかし、発注する予定価格が高いので、多くの業者数を指名せざるを得ず、指名業者が重複したもの。ただ、同じ業者を選んでも、実際にやれるかといえば、パイが決まっているものなので、恐らく取れないのだろう。しかし、指名を受けた以上は辞退し難く、予定価格と僅差で応札をせざるを得ないのではないか。

このような事業は、通常の単発の工事と異なり、年間のメンテナンス関係や造園の維持管理関係では、労働者の賃金は決まっているので、賃金が上がってきている現状においては、予定価格に近い金額での応札が多くなってくのは、実態としてはあろうかと思われる。

B委員 区としては、予定価格のなかで請け負ってもらえれば良いとの考えもわかるが、入札である以上少しでも下げたいと思うのが普通であろう。やはり、このような入札状況では、談合疑惑が起きてしまう危険性がある。

C委員 予定価格と同額で応札している業者が見受けられるが、このような場合次年度での指名選定の取り扱いを変えているということはあるのか。

事務局 入札で、辞退や予定価格と同額であったとしても、現状においては、特に次年度等の取扱いを変えてはいない。

C委員 清掃業務の場合、下請け業者に丸投げしている場合が多いのではと感じているが、指名をする段階で、直接雇用している社員が業務を行う場合と、下請けの業者が行う場合とで、考慮するものなのか。

事務局 清掃や総合管理業務等の契約において、主たる業務の再委託は認めないというのが基本的な考えとなっている。主たる業務以外の業務を再委託する場合でも、予め書面で協議並びに承諾を行うこととなっており、基本的には、それぞれの業務を請け負った業者が、主体的な形で履行しているものと考えている。

A委員 業種や作業内容によっても異なるだろうが、仕事の関係で、従業員の流動化があると良く耳にする。例えば、入札の結果で業者が変わっても、働いて

いる従業員は変わらないという状況である。営業の自由、労働の自由、職業選択の自由との関係で、それを禁止することはできないが、99%超えの落札率では、競争関係が殆ど偶発的なものでしかない。落札差額を見ても、何千万の契約に対して、万単位の差で決まってしまうというのはいかがなものか。

業者数を広げるとか、指名関係を見直すとか、あるいは業者間の相互の業務実態に目配りをするとかがないと、やはり透明性に欠けるといえるか、第三者から見た場合の信頼性に欠けるといえることになってしまう。この点を確保した運用が必要であろう。

それと、長期継続契約とあるが、そのようにする場合の基準や決まりがあるのか。

事務局 長期継続契約ができる契約は、条例で定められており、電子計算機を借り入れる契約その他の商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であると認められる契約のうち葛飾区規則で定めるもの。それから、庁舎その他の区の施設の保守に係る契約その他の翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められる契約のうち葛飾区規則で定めるものとされている。

具体的には、パソコン、事務用機器、自動車等のリース契約、並びにこれらの保守契約、あるいはプログラムの保守及び運用に関する契約、機械警備に関する契約などがある。

A委員 長期継続契約とする案件はどのように決めているのか。

事務局 毎年各主管課に調査を行い、希望のあった案件を1件ずつ審査し、条例・規則に副う、副わないを判断している。

【特命随意契約案件の主な質疑等（一括説明・個別質疑）】

【特命 NO. 00950 葛飾区総合スポーツセンター運動公園総合管理業務委託】

（特命随意契約）

B委員 特命随意契約とするならば、契約相手の選定理由は、慎重にみる必要があると思う。効率的な運営、経費の圧縮と記載されているが、競争入札とした場合に、契約金額が上がるのかどうか。上がるのであればこのままでも良いと思うが、それにしても、この業者が、もし競争入札に参加したとすれば、この金額で入札を行うわけだから、理由として弱いのではないか。この理由は業者側が考えることであって、こちら側が決めなくても良い。業者側が効率的に出来て、経費が下がるのであれば、どの業者であっても構わないはずである。利用者の利便性の向上に関しては、指定管理者業務と一体的にやることで向上する面もあろうかと思うが、具体的にすべきである。

A委員 本件は、毎年この形で随意契約により業者を選定しているのか。業者は毎年変わっているのか。

事務局 この業者が、以前から指定管理者となっており、これまで毎年随意契約を行っている。

A委員 それは、長期継続契約にはならないのか。実際には同じ業者がやっていると思うが。それと、本業者はスポーツ関係の事業者と思われるが、公園にそのアスレチックや機械施設があり、その保守もあるのでやっている訳ではないのか。

事務局 公園自体に、運動関係の設備を入れている状況ではないが、公園内に総合スポーツセンターの施設があり、その施設と公園が不可分であるとの理由から一体的に管理した方が良いとの考えである。

この指定管理者は、スポーツ施設の運営を行う業者と、清掃等を行うビルメンテナンス業者による共同事業体である。公園だけの管理だと、造園業者となるので、この業者は入ってこれない。具体的に金額で比較したわけではないが、指定管理者に合わせてやらせた方が、警備や清掃、駐車場管理などもあるため、一体的にやることによって、経済的なメリットは出るものと考えている。また、指定管理者は5年間であるため、その間毎年随意契約をしているので、実質上長期継続契約となっているが、現在のところは、切り離しが可能な毎年度の契約としている。

A委員 単年度で終わるのではなく、指定管理者としての地位にある5年間は、毎年随意契約を結ぶということであれば、実質上長期継続契約と変わらない。

業務内容の審査とか、そういうものをもっときちんとその都度押さえていくという裏付けがないと、安易に流れていく危険性があると思われるので、運用については特に慎重にやっていただきたい。

【特命 NO. 09355 葛飾区廃棄物運搬請負契約（資源）（単価契約）】（特命随意契約）

B委員 この案件も、契約相手の選定理由が弱いと思う。いろいろな事情と過去の経緯があるとは聞いているが、この理由で区民が納得するかどうかが不安が残る。

A委員 この廃棄物の案件は毎回言っていることなので、どこかで改善を図っていただきたい。葛飾区だけの問題ではないことは認識しているが、東京都を含めた全体の中での、業務の在り方を改善していかないと、既得権化していつまでも継続していけば、金額の競争性が排除されてしまうし、良い事ではないだろう。これは、常に検討していかなければと考えている。

【特命 NO. 10405 葛飾区臨時福祉給付金支給事業実施委託】（特命随意契約）

A委員 こちらの臨時福祉給付金の方は、プロポーザル方式により業者選定を行ったということであれば、これはこれで合理的な手法により決定されたものと了解した。

カ 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

キ 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

ク 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。

事務局 (冒頭制度概要説明・省略) 26年9月末までの審査状況は、15件の審査を行っている。専門員から主な意見及び改善点は、記載のとおりで、審査の結果を反映して工事主管課で起工を行うこととなる。制度も浸透してきており、ミスも減少してきたと考えているが、今回、公園整備工事1件で、設計図書の完成度が非常に低く、新たに積算を加えたり、漏れていたミストホース及び照明関係を図面に加えるなどがあった。未完成の状態で、事前審査を受けることは、大変不適切な事務処理であるため、今後このようなことのないように厳重注意を行った。

A委員 資料の平成26年度9月末現在の設計金額の増額2,700万ほどあるが、これは、今の未完成の案件によるものか。

事務局 その案件を含めた諸々のものである。

A委員 基本的には、絞り込んでもらう制度なので、専門員審査の効果とも言えるが、指摘された問題点については、十分注意していただきたい。

事務局 了解した。

ク 工事契約に係るスライド条項の適用について

事務局より既契約工事について、労務単価を含めた物価水準の上昇を契約金額に適切に反映するため、工事請負契約約款に規定する全体スライド及びインフレスライド条項を適用し、契約金額の変更を請求できることとし、技能労働者の適切な賃金水準の確保への取り組みを行った旨報告した。

A委員 どの区でも適用しているものなのか。

事務局 国が先行して実施しており、自治体あて実施要請の通知が来ている。これを受け、他区においても実施しているものと思われる。

ケ 工事契約に係る不調・不落対策について

建設工事携わる技術者や作業従事者の不足、労務単価や建設資材価格の高騰などの理由により、入札の不調・不落が発生しているため、これまで実施してきた発注時期の見直しや平準化、技術者の配置基準の見直しなどの取り組みに加え、配置技術者の専任要

件の緩和及び施工能力審査型総合評価入札における配置予定技術者の変更を可能とすることとし、事業者が技術者を配置し易くするための取り組みを行った旨報告した。

A委員 この制度の実効性や効果はどうか。

事務局 制度の仕組みとしては、技術者を配置し易くなっているはずだが、直ちに入札不調・不落が減ってきている状況にはない。

A委員 継続してみてもいく必要があるだろう。今後とも出来るところから、いろいろ工夫をして行っていただきたい。

(4) その他

委員長 以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。それでは、本日の入札監視等委員会を終了とする。

以 上